

「シニア生活便利帳」に 店舗や事業所を掲載しませんか

高齢者の生活に役立つ店舗や事業所を紹介する
「シニア生活便利帳」の令和5年度版を作成します。

シニア生活便利帳の概要

仕様／A4サイズ、カラー刷り、
40ページ程度
配布場所／高齢者福祉課など
発行・配布時期／12月予定
※市ホームページでも見ることが
できます。

募集の要件など

対象／市内を対象にサービスを行
う店舗や事業所



募集例／●移動販売 ●電球交
換や家電の修理を行う電器店

●弁当や食品、日用品などを宅
配する店 ●自宅に訪問する理
容室や美容室 ●送迎をする飲
食店 ●集配するクリーニング

店 ●訪問して寝具の乾燥を行
う事業所 ●不要品などを回収
する事業所 ●家の修理やリ
フォームを行う事業所 など
※業種などにより、掲載できな
い場合があります。

掲載費用／無料

申込期限／11月10日(金)

申し込み方法／高齢者福祉課の
窓口か市ホームページで入手で
きる申込書に必要事項を記入し、
申し込んでください。

申し込み・問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者班

☎62・5350

届け出が必要です 国民健康保険の第三者行為による治療

国民健康保険に加入している人が、交通事故(自損事故を含む)や傷害事件など、第三者(加害者)の行為による傷病の治療に国民健康保険証を使う場合は、別表のとおり保険年金課に事前の届け出が必要です。

第三者行為による病気やけがの例

- 交通事故(警察に届け出が必要)
- 自損事故の同乗者
- 一方的な暴力や傷害行為を受けた など

国民健康保険が使えない場合の例

- 犯罪行為や故意の事故、自傷行為
- 飲酒運転や無免許運転などの悪質な法令違反、未届けの交通事故
- けんか など

【別表】原因と届け出の方法

病気やけがの原因	届け出の方法
第三者行為による病気やけが(交通事故や傷害など)	①「被保険者証の使用許可申請書」を提出 ②発行された「許可書」を持って病院を受診 ③病院受診後、速やかに「第三者行為による傷病届」を提出
自身での転倒や衝突などのけが(自損事故)	①「被保険者証の使用許可申請書」と「傷病届」を提出 ②発行された「許可書」を持って病院を受診
通勤中・業務中の病気やけが	①「労働者災害補償保険(労災)」などの適用となる場合があるので、事業所(会社)に相談

※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班(☎62-5331)

見舞金の請求を忘れていませんか 交通災害共済

千葉県市町村交通災害共済は、交通事故でけがなどをした会員に見舞金を支給する制度です。小さな事故でも、必ず警察に届け出をしましょう。

請求できる期間／けがが治った日や事故により死亡した日、身体障がいとなった日から2年間 ※期間を過ぎると請求できません。

請求に必要なもの／交通事故証明書(原本)、指定の診断書、印鑑など

※自転車損害賠償保険など、事故の相手方への損害を補償するものではありません。

交通災害共済に加入しませんか

交通災害共済の加入は、随時受け付けています。共済期間は、受付日の翌日から令和6年8月31日までです。

対象／①：旭市の住民基本台帳に記載されている人

②：①に扶養されている市外在住の人

申し込み方法／市民生活課にある加入申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込んでください。

【別表】会費

申し込み翌日の属する月	会費
10・11月	600円
12・1月	500円
2月	400円
3・4月	300円
5・6月	200円
7・8月	100円

申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班(☎62-5396)